

平成 24 年度

重点施策の概要

1. ニセコの自然環境と景観を守り、生活環境を向上します 16 ページ
2. ニセコの地域資源を活かし快適な生活基盤を整備します 22 ページ
3. 資源やエネルギーを地域内で上手に使います 27 ページ
4. ニセコならではの環境と調和した農業をつくります 28 ページ
5. 商工業と農業、観光業との連携を進め、地域産業の活性化を目指します 30 ページ
6. 環境や地域文化を生かした観光を進めます 31 ページ
7. 町民が共に学び合い、支え合う文化を育てます 33 ページ
8. 健康寿命を延ばして人生を楽しみます 38 ページ
9. 顔が見える相互扶助の地域社会をつくります 41 ページ
10. 災害に強く、安心して暮らせる地域をつくります 43 ページ
11. 住民みんながまちを考え、活動します 46 ページ

1. ニセコの自然環境と景観を守り、生活環境を向上します

土地利用

(1) 準都市計画区域の景観の保全

平成21年3月、ニセコアンヌプリ・モイワ山麓地域において、ニセコ準都市計画を指定しました。また、同年7月には、「景観地区」及び建物等の用途を制限する「特定用途制限地域」を定めています。

この新たなルールの運用に際しては、窓口での説明、広報及びパンフレット・町のホームページ等で周知を行い、町民をはじめみなさんに広く周知し、わかり易い対応に努めています。

本年度は、開発行為0件・建築物等6件の申請があり、準都市計画区域での規制に適合しているか指導・審査を行っています。

(2) 土地利用対策事業

土地利用計画法に基づき、土地の投機的な取引や地価の高騰、乱開発の未然防止、遊休土地の有効活用など、総合的かつ計画的な国土利用を図ることを目的に、1万㎡以上の土地取引に関して届出の受付をしています。本年度は6件です。

自然環境

(1) 環境基本計画の推進

ニセコ町環境基本条例に基づく環境基本計画について、現計画に引き続き、水環境と水循環の保全を中心に、地球温暖化対策や自然エネルギーの活用などを盛り込み、勉強会や検討会及び環境審議会の審議を経て、平成24年度から平成35年度までの第2次環境基本計画をスタートさせています。

本計画に基づき、平成24年度に環境審議会を1回開催し、ニセコ町の取組やニセコ町のごみの現況、北海道水資源の保全に関する条例による保護地域指定等について審議を行った。また、環境教育の一環として、小学生を対象とした水生昆虫観察会を1回開催しています。

(2) 水資源の保全

ニセコ町環境基本条例の趣旨にのっとり、町の水道に係る水質の汚濁及び水源枯渇を防止し、水環境の保全と生命の源となる水源の保護を行うことにより、自然豊かな水環境と安全で良質な水を確保するとともに、良好な水環境を将来の世代に引き継ぐことを目的に「ニセコ町水道水源保護条例」と、ニセコ町内における地下水の枯渇及び地盤の沈下を防止するために、地下水の採取について必要な規制を行うとともに、町民生活にかけがえのない資源である地下水を将来にわたって保全することにより、町民の健康で文化的な生活に寄与することを目的に「ニセコ町地下水保全条例」を制定し、平成23年5月1日に施行しています。

現在、地下水使用届出件数は、個人が47件(うちポンプ吐出口8平方cm超0件)、法人が7件(うちポンプ吐出口8平方cm超5法人)となっています。

水道水源保護地域については、水資源保全審議会の審議を得ながら、水道水源15箇所のうち、道有林を除く7地区の568筆、約202ヘクタールを指定しています。また、平成24年4月1日に北海道水資源の保全に関する条例が施行されたことに伴い、条例に基づく水資源保全地域の提案を各市町村が道へ対して行うことから、町の水道水源保護地域に涵養域となる道有林を加え、国有地を除いた11地域(547筆、道有林)の約1,270ヘクタールを提案し、指定されています。

(3) 環境自治体会議実行委員会

平成26年5月22日(木)から24日(土)の3日間の日程で、ニセコ町を会場に第22回環境自治体会議ニセコ会議を開催します。全国の環境政策に積極的に取り組んでいる53自治体を中心に全国から延べ1,200人が集まり講演会や分科会、フィールドワーク、交流会を行うため、実行委員会を組織して開催準備を行っています。

(4) 後志地域生物多様性協議会

環境省の地域生物多様性保全活動支援事業の受託により、黒松内町が事務局となり後志管内6町村において広域でのガイドライン・生物多様性保全計画の策定を行っています。平成24年度は幹事会や総会の開催に加え、3回の協議会の開催、2回の勉強会の開催、1回の見学会が行われています。

生活環境

(1) 簡易水道事業

①水道事業の運営

町水道は、簡易水道1地区、専用水道1地区、飲用水供給施設2地区として、安心・安全で安定的な水道水の供給を行っており、その普及率は92.5%です。

水道事業を運営していくうえで必要な事務経費や担当職員の人件費などの運営経費、清潔で安全な水道水を確保するため実施する水質検査や施設の円滑な維持管理を図るための運転・改修などの維持管理費、水道管の布設や水道施設建設時に借りたお金を返済する水道施設建設等償還金(借金の返済)等に支出しています。

新たな取組みとして日本水道協会へ加入し水道事業者、民間事業者とのネットワークの構築を図ること及び会員間の災害時相互応援協定の締結を行い水道行政の改善に努めています。また、料金支払機会の充実を図るため、コンビニエンスストアで平成25年度から支払いできるように導入準備を進めました。

このほか、より良い水道事業運営には職員一人ひとりの能力や知見を高めることが重要と捉え、漏水探知や水道経営に関する研修など、職員の研修機会を充実しました。

②豊かな水資源を守る取り組み

平成23年4月制定の水道水源保護条例に基づき、自然ゆたかな水環境と安全で良

質な水を確保するため、市街地区水道水源地の土地購入を行いました。

③水道施設の維持管理事業

水道施設台帳整備のデータ化に向けて水道管路及び施設の現地調査を実施し図面と台帳の整理を行いました。また、水道施設で災害等の非常時に給水停止が長時間となる施設について、安定供給を図るため機能強化工事を行いました。

このほか、漏水箇所の早期発見や無収水量を極力減らすため、水道管の漏水探知機器を購入しました。

④簡易水道施設拡張事業

国の補助事業により市街地区の有島及び元町とニセコ地区の一部で給水区域を広げるために、水道管の新設工事を行い未普及地域の解消を図りました。また、町の単独事業により宮田地区の富川で水道管の布設工事を実施し管路の延伸を行いました。

⑤量水器（水道メーター）取替事業

計量法に定められた 8 年を経過した量水器（水道の水量を計測する機器）については、取替が必要となります。本年度の取替は平成 16 年度に設置した量水器が対象となり、273 台の取替工事を実施しました。

⑥飲料水施設整備事業

水道水の供給を受けられない区域において、日常生活に欠くことのできない飲料水を確保するための施設（井戸）を整備する場合、事業費の 3 分の 1 以内（上限 50 万円）を町が補助しています。平成 24 年度は申込がありませんでした。

⑦水道行政の積極的な広報

住民のみなさんにニセコの水道水と水道行政をより身近に捉えてもらうため、「広報ニセコ」3 月号で水道に関する大型特集を掲載しました。この特集に合わせ、各地区の水道の「おいしさ」に関する精密水質検査や、市街地区水道水源の年代測定も行い、これらの検査結果も広報誌にてお知らせしています。

(2) 公共下水道事業

①下水道事業の運営

ニセコの下水道は、整備予定区域の 94.8% の区域で整備が完了しています。また、水洗化率は 94.8% となっています。平成 24 年度は公共下水道事業を運営していくうえで必要な事務経費や担当職員の人件費などの運営経費、下水道管理センター建設時に借りたお金を返済する下水道施設建設等償還金（借金の返済）等に支出しました。

②下水道施設維持管理事業（下水道管理センター・ポンプ所・下水道管）

現在、各家庭から出る汚水の量は、一日約 630^m³（プール約 2.1 杯分）にもなります。汚水は、下水道管やポンプ所を通り抜けて下水処理場に集まり、きれいな水と、泥（「汚泥」）に分けられ、浄化された水は真狩川へ放流されています。汚泥は堆肥センターへ運ばれ、畜ふんや生ごみと共に堆肥化されています。

家庭から出された汚水をきれいな水へ浄化するためには、汚水管やポンプ所、下水処理場などの各施設が安全で正常に機能しなければなりません。そのために下水道管理センターの運転管理やポンプ所の各施設の適正な維持管理を進めるとともに電気

機械設備の分解整備などを行っています。下水道管路の維持管理については管内の清掃やマンホール周辺の傷んだ舗装の補修などを行いました。また、10月発生の落雷により下水道管理センターホッパー室シャッターの電機系統が壊れ修理を行っています。

③下水道事業計画の変更

下水道の事業計画を平成23年度策定の総合計画及び生活排水処理計画との整合を図るため、下水道の計画区域や計画諸元、全体計画期間の見直しを行う変更を行いました。

④農業集落排水事業（西富地区下水道事業）

農業集落排水事業は蘭越町を事業主体として広域的に進めています。機能的には下水道事業と同じです。これらの共同処理費用の一部を蘭越町に支払う負担金の運営経費や施設の維持管理費、下水道管の布設や下水道処理場建設時に借りたお金を返済する農業集落排水事業施設建設等償還金（借金の返済）に支出しました。

⑤合併処理浄化槽整備事業

町民の生活環境の改善や公共用水域の水質汚濁を防止する観点から、公共下水道及び農業集落排水施設の整備区域外において、合併処理浄化槽の整備を進めています。平成24年度は、浄化槽設置整備事業補助で5人槽9基、7人槽4基、10人槽2基の計15基の設置工事に町が補助を行いました。

（3）し尿処理（くみ取り）事業

し尿処理は、毎年、各地区からの申し込みを受け付けて作成する収集計画に基づいた収集を行い、その処理は広域事業として羊蹄山麓環境衛生組合（構成町村＝倶知安町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町）が運営しています。

ここ数年の処理量の動向では、公共下水道への接続によりし尿の量が減少する反面、合併浄化槽の普及により浄化槽汚泥の量が増加しています。

・処理量動向（平成24年度）

計画処理区域面積	処理量		計
	し尿	浄化槽汚泥	
197.13 k m ²	1,310 t	2,346 t	3,556 t
(前年対比)	(98.8%)	(96.3%)	(94.5%)

（4）ごみ収集事業

ごみの収集事業は、可燃・不燃・生ごみ、資源ごみ等、全17区分による分別収集を行っています。最近、ごみの分別についてのルールを守らないごみが見受けられ、ごみの減量化や効率的な収集運搬を行うために排出ルールを守るように周知していきます。

・ごみ類の収集動向（平成 24 年度）

種別	可燃ごみ	不燃ごみ	生ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	総計
収集量	626 t	107 t	412 t	393 t	1 t	1,539 t
前年対比	104.2%	100.0%	107.6%	102.3%	50.0%	104.2%
リサイクル率	52.8%					

（５）廃棄物広域処理事業

ごみの広域処理は、羊蹄山麓 7 町村で運営する可燃ごみの焼却処理と倶知安町を除く 6 町村で運営する不燃ごみの破砕処理を実施しています。

なお、羊蹄山麓 7 町村で構成する「羊蹄山麓広域協議会」では、平成 26 年度末で廃止となる倶知安町清掃センターの焼却施設の代替施設について、処理方式は固形燃料化（RDF）方式、設置場所は倶知安町として、民間委託による事業方式で実施することが決定され整備が進められます。

（６）資源物リサイクル推進事業

資源ごみとして分別排出される資源物は再商品化（リサイクル）されますが、これに係る収集運搬や選別処理、一時保管には多額の費用が必要です。

町では再商品化に係る資源物等分別保管を町内業者と、また、再商品化を請負う（財）日本容器包装リサイクル協会などと委託契約しています。

なお、役場裏に資源ごみ保管庫を設置し（12月31日～1月5日を除く）毎日受入を行っていますが、汚れたものや生ごみが混ざっているものが出されており、リサイクルできずに一般ごみとして処理する量も増えています。

（７）一般廃棄物最終処分場の維持管理

一般廃棄物最終処分場は、当初、平成 21 年 6 月に満了となる計画でしたが、ごみ分別の徹底や不燃・粗大ごみの破砕処理により、埋立て量の減量化が図られ、今後 5 年ほどの供用年数の延長を見込んでいます。

・一般廃棄物最終処分場の運用実績

年度	焼却灰	破砕不燃物	計	備考
平成 24 年度	105 t	96 t	201 t	埋立容量 2,740 m ³
累計量	881 t	815 t	1,696 t	残余容量 1,184 m ³

（８）廃棄物処理対策の検討と啓発

ごみの減量化と適切な処理を進めるため、町と町民のみなさん、事業者のそれぞれが役割を分担・協力するよう基本条例で定められています。国では、一部の家電や自動車のリサイクルなど、さまざまな廃棄物の再資源化を進めており、町でもごみ処理の方法を変更するときは、広報やチラシ、ホームページなどでお知らせします。また、廃棄物対策検討委員会や衛生組合連合会とも協力しながら、ごみの減量化やリサイクルを推進

していきます。

(9) 不法投棄廃棄物対策

「不法投棄」については、地域のみなさんや職員の通報により不法投棄物の回収・処理をしていますが、なかなか減りません。また、外でゴミを燃やす「野焼き」についても毎年数件ですが発見されています。なお、「不法投棄」、「野焼き」とも警察の捜査により実行者が特定され罰則が科せられた事例があります。

(10) 環境美化巡視とクリーン作戦

町職員による環境美化巡視のほか、5月と10月を「町内ぐるみの美化清掃月間」として、各自治会、学校等の協力により実施しました。なお、衛生組合、各団体等のみなさんの協力により春のクリーン作戦は5月18日に実施しましたが、秋（10月7日）については、雨天のため中止となりました。

(11) 衛生組合連合会事業

各自治会の衛生組合長で組織する衛生組合連合会では町と連携し環境・衛生意識の普及、清掃活動を行っています。また、各地区において管理をお願いしていますダストボックスのペンキの塗り替えなど衛生組合長の協力により維持管理を行っています。

(12) 食品衛生事業

町では、倶知安地方食品衛生組合に加入し、食中毒の防止や食品衛生の普及対策を行っています。

平成24年度は、倶知安保健所から「食中毒警報」が11回発令され、町のホームページとラジオニセコによりお知らせしています。町内では幸いにも食品に関する事故はありませんでしたが、食中毒を防ぐため今後も注意喚起が重要となります。

(13) 動物の愛護と畜犬対策

北海道より委譲された狂犬病予防法に基づく犬の登録管理（随時）や予防注射（6月）を実施しています。また、ニセコ町畜犬取締及び野犬掃とう条例に基づいて、年間三期の野犬掃とうを実施しましたが、該当する事例はありませんでした。

なお、犬の放し飼いや、猫を含む糞の始末など飼い主のマナーの悪さが問題となっており、啓発・指導回数は増えています。

・登録犬数 417頭

(14) 火葬場の維持管理

火葬場については、昭和61年に建設の施設で老朽化という課題がありますが、設備の定期点検に基づく適切な使用に努めるとともに計画的な営繕により維持管理しています。

なお、火葬業務については民間事業者へ委託して行っています。

・火葬場の使用状況

	使用回数	(内・町外者)	月平均使用回数
平成 24 年度	56 回	(6 回)	4.7 回
前年度	56 回	(3 回)	4.7 回

(15) 墓地の維持管理

中央墓地及び5ヶ所の地域墓地については、適正な使用(許可)管理を行っています。また、清掃・草刈など日常的な維持管理については、民間事業者へ委託して行っています。

なお、平成20年度に新規造成した中央墓地の53区画については、平成24年度末現在で残り29区画となっています。

2. ニセコの地域資源を活かし快適な生活基盤を整備します

生活基盤

(1) 地域の情報化(高速通信環境の充実)

ニセコ町では、昨年度までにほぼ全町的に高速通信環境が整備されましたので、本年度においては、町道改良等の電柱移設に伴う光ファイバー網の維持管理を行いました。また、テレビのアナログ放送終了に伴い、地上デジタル放送への移行周知と支援を実施しました。

(2) ICT街づくり推進事業について

ニセコ町におけるICTを活用した街づくりを推進するため、NTT東日本(株)などの企業や北海道大学と協業し、スキー場Wi-Fi化やアプリケーション開発の実証実験を行いました。

平成24年度は、民間事業者等とプロジェクト会議を共同設置し、6回の協議会を開催したのに加え、ICTまちづくりセミナーの開催、冬季共同トライアル覚書の調印による町内スキー場において冬季共同トライアルWi-Fi環境の整備と提供、アプリケーションの開発と提供等を行いました。

(3) コミュニティFM事業

ニセコ町では、そよかぜ通信を平成20年12月に廃止以来、行政情報の新たな伝達手段を検討してきましたが、役場からの行政情報や防災情報のほか、地域のコミュニティ活動を情報面から支援し活動の活性化に寄与できる、コミュニティFM「ラジオニセコ」を平成24年3月31日に開局しました。

このラジオニセコの開設にあたっては、放送局の開設準備、放送施設に係る設備を町が整備し、放送局の運営は法令により町が実施できないことから、(株)ニセコリゾート観光協会が運営しています。また、町では、緊急告知付きラジオを購入し、町民世帯と町内事業所に無償貸出を行い、災害時等における緊急情報の発信により、いち早く住

民に対する防災情報の伝達が可能となりました。そのため、実際の防災に備えて、防災ラジオ緊急等試験放送を定期的に行っています。

さらに、電波の受信状態が悪い世帯や施設を対象に、アンテナ設置などの個別対策を実施し、平成24年度は11件に難聴対策工事を実施しました。

防災ラジオの配布（貸出）状況（3月31日現在）

一般世帯	1,679台	配布率77.5%
事業所	164台	配布率93.8%
合計	1,843台	配布率85.7%

（４）にこっとBUS（デマンドバス）の運行補助

平成19年度から「ふれあいシャトル」の運行全体の見直しを行い、その中で平成22年には総務省交付金マルチプルデマンド交通実証実験、平成23年地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通調査事業）により検討を重ね、一般乗車運行とスクールバス運行事業を分離し、これまでのふれあいシャトルを休止させ、平成24年10月からデマンドバスへ転換を行うことを決定し、10月1日より運行を開始しました。

・平成24年度(10月～3月まで) にこっとBUS乗車実績

区分	件数	人数	対前年比（人）
一般乗車（有料）	8,894	10,698	2,438

（５）町内循環バス「ふれあいシャトル」運行補助

ふれあいシャトルは、平成19年度から運行全体の見直しを進め、平成19年度に設置した循環バス運行検討委員会で検討を進め、平成24年10月にデマンドバスへ転換し、運行を休止しています。

・平成24年度(9月まで) ふれあいシャトル乗車実績

区分	人数	対前年比（人）
一般乗車（有料）	8,351	122
（うち自転車積載）	115	44
通学利用（無料）	31,002	△1,008
合計	39,353	△886

（６）生活バス路線の維持費補助

町民の交通手段として必要な生活バス路線への町の補助は、にこっとBUS（デマンドバス）の運行により、対象路線を蘭越町とニセコ町を結ぶ1路線（福井線）のみとしています。蘭越町とニセコ町の路線距離に応じ、運行するニセコバス（株）にそれぞれの町から国の基準に準拠してバス路線維持費補助金を支出しています。

(7) 北海道新幹線及び北海道横断自動車道の建設促進

①北海道新幹線

平成24年6月29日、北海道新幹線新函館（仮称）－札幌間の整備新幹線未着工区間の着工が認可され、平成24年度末頃より着工に向けた整備が進められています。着工へ向けて測量や予定地のボーリング調査、水文調査等が行われ、平成25年12月には昆布トンネルの一部工事が進められることとなっています。

北海道新幹線開業へ向けた動きが加速する中で9月7日には北海道新幹線並行在来線対策協議会が設立され10月30日には北海道新幹線並行在来線対策協議会後志ブロック会議が開催されました。今後、ニセコ町では並行在来線の存続を求めて活動していくこととしており、情報収集や意見交換等を含め、沿線各自治体連携のもと協議検討を進めます。

②北海道横断自動車道

平成23年5月に北海道横断自動車道の黒松内－余市間について、計画段階評価が実施され、社会資本整備審議会道路分科会北海道小委員会で、倶知安－余市IC間（サービス水準時速80^{km/h}）を別線で先行整備することが了承されました。平成24年から環境影響評価を行い、平成25年7月末までには終了する予定です。

なお、インターチェンジや高速入口の問題が残されており、北海道開発局で調査などを進めている状況です。黒松内IC－倶知安間については、将来的に全線別線整備の担保を求める声がある中、当面は現道を活用することになりました。

ニセコ町としては、高速道路の出口がニセコ町と倶知安町との境界（国道5号）付近に設置してもらうよう要請しています。また、倶知安町までの整備が進められた後、倶知安－黒松内IC間を早期整備着手してもらうことや、現道活用による国道5号のスムーズな運行を可能とするため、拡幅や路盤の整備などを要望しています。今後も精力的に情報収集等に努め、早期着工に向けて取り組みを進めます。

(8) 道路など

より良い住民生活の実現と、経済・社会活動の活性化を図る上で必要不可欠な道路環境の整備と、冬期間においても安全な道路交通を推進するため、道路改良舗装事業や除雪対策事業を行い、生活環境整備に努めました。

・町道整備状況（平成24年度末現在）：184路線 実延長176.2km

うち改良済み：114.3km（改良率64.8%）

うち舗装済み：108.1km（舗装率61.3%）

①道道の整備

現在、北海道において道道ニセコ停車場線の歩道整備事業を進めています。

これまでに実施測量設計、用地確定測量、支障物件調査を終え、戸別の物件補償の交渉を進めています。今後街並が大きく変わることから構想図を作成し、北海道と協力しながら事業を進めます。

②町道の整備

国の交付金事業により町道羊蹄近藤連絡線の歩道整備事業に着手しており、平成24年度は、道道岩内洞爺線交点付近の羊栄橋から国道5号線に向かって240mの歩道整備工事を実施しました。この歩道整備事業は平成27年度完了予定です。また、同じく交付金事業により平成21年度から着手していました、町道ニセコ登山道路の歩道整備事業は、400mの整備工事を実施し事業完了しています。

町道照覚寺前通では危険箇所であった見通しが悪く危険であったS字カーブの改良舗装を実施しました。

この様に平成24年度も安全な道路交通網の整備を進めるとともに道路施設の長寿命化を目指し、道路付帯施設の補修や改修に努めました。

③道路維持管理事業

町道の維持管理については、舗装の補修（パッチング）1,310㎡と砂利道の流亡に効果のあるR材の敷き均し4,530㎡を業務委託で実施しました。また、センターライン12,410m・サイドライン2,951mの引き直しのほか、民間業者委託により砂利道の路盤整正や砂利敷き均し、道路側溝の泥上げ、市街地の町道や林道等の路肩草刈りを実施しました。また、平成19年度から農村部の町道の草刈りは、一部路線「農地・水・環境保全向上対策事業」により、各地区の推進会事業で実施していましたが、平成24年度から砂利道や一車線道路を除いて町が実施しています。

(9) 河川・公園の維持管理

河川は主に町内普通河川について適時パトロールを実施しながら随時管理対応し、公園等は民間業者委託により、農村公園（ちびっこ広場）、曾我森林公園（東啓園）、有島記念公園、有島小公園、本通小公園、ニコまる公園、キラりん公園等の維持管理を行いました。また、国の交付金事業を活用して町内公園の遊具やベンチの更新を行いました。

この交付金事業により順次各公園の遊具やベンチなどの更新を計画しています。

(10) ヘリポートの維持管理

ヘリポートの維持管理については、航空法等に基づき適正に行うとともに施設の長寿命化のため場周柵の破損部分について補修工事を行いました。平成24年度の離着陸利用は、84回で、内38回は視察調査による利用でした。

(11) 公営住宅の整備

本町では、平成16年度に策定した「ニセコ町公営住宅ストック総合活用計画」を基に、平成21年度に「ニセコ町公営住宅等長寿命化計画」を策定しました。この計画に基づき、老朽化した既存公営住宅の計画的な再生事業の実施と適切な維持管理を目指します。平成24年度は、西富団地4号棟（1棟2戸）の新築工事や本通B団地1号棟・5号棟（2棟4戸）、中央団地1号棟・3号棟（2棟8戸）の改善工事を実施しました。また、平成25年度以降、3年間の予定で工事を実施する西富団地全面的改善工事実施設計委託業務を完了しました。（西富団地3棟6戸）

・町営住宅種別管理戸数（平成24年度末現在）

種別	区分（戸数）	合計
公営住宅	本通A団地（65）、本通B団地（11）、有島団地（20）、西富団地（8）、富士見団地（36）、新有島団地（32）、中央団地（48）、望羊団地（72）、綺羅団地（20）	312戸
特定公共賃貸住宅	のぞみ団地（28）、本通A団地（12）	40戸
その他	コーポ有島（48）	48戸
合 計		400戸

（12）公営住宅の維持管理

町営住宅の入居者が、できるだけ快適かつ安全に生活できるよう、また、建物の老朽化を未然に防止するために必要な修繕・点検を行いました。

過去3年間の平均修繕費は、年間約761万円となっています。

・公営住宅修繕実績（平成24年度）

部位別		団地別	
区分	割合	区分	割合
1 床・壁類	29%	1 コーポ有島	24%
2 家具・ドア・サッシ等	12%	2 望羊団地	16%
3 暖房・ボイラー等	11%	3 本通A団地	13%
4 給水・排水等	10%	4 富士見団地	11%

※その他の団地修繕割合：5 新有島団地9%、6 綺羅団地8%、7 中央団地8%、8 のぞみ団地7%、9 西富団地2%、10 有島団地1%、11 本通B団地1%

（13）公営住宅改修工事

平成24年度、公営住宅の中規模程度の改修工事として、屋根・外壁木部塗装の劣化が激しいことから新有島団地屋根塗装工事（1号棟から5号棟）や有島団地外壁木部塗装工事（1号棟から5号棟）、本通A団地外壁木部塗装工事（4号棟）を実施しました。

望羊団地では、アルミ笠木の老朽化に伴い屋上アルミ笠木取替工事を実施しました。また、望羊団地・中央団地の非常照明の耐用年数が過ぎていることから、非常照明を新たに更新しました。

（14）住宅における耐震促進計画

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、「ニセコ町耐震改修促進計画」を策定しています。この計画に基づき目標の平成27年度までに耐震化率9割（公共施設及び民間住宅）を目指し、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ります。

(15) 除雪対策事業

町道の除排雪は、平成24年度も民間事業者へ全面委託して実施しました。また、生活道路除雪費補助として、15団体に道路の除雪費の一部を補助しました。

このほか、高齢者6世帯の私道0.7kmの除雪を行いました。

- ・平成24年度除雪延長：町道 117.9km (町道除雪実施率66.9%)
公共施設等 9.1km

(16) 中央倉庫群再活用整備事業

ニセコ駅前倉庫群を対象に、新たな交流・コミュニティの拠点とし、町内外の観光や交流の拠点となるように、平成23年度ニセコ町中央倉庫群再活用基本設計委託業務を策定し計画書をまとめました。この計画に基づき平成24年度は、倉庫群の劣化・耐震性調査委託業務や再活用準備支援設計委託業務の報告書を作成しました。

3. 資源やエネルギーを地域内で上手に使います

エネルギー

(1) 地域主導型再生可能エネルギー事業化検討業務

北海道グリーンファンドと石狩市、ニセコ町で協力して、環境省からの受託事業として、再生可能エネルギー事業化の主体の形成と、そのための人材育成と事業ノウハウを獲得することを目的に検討を行っています。2014～2015年度の中小水力発電所の建設、運転開始を目標とした事業計画を2013年までに策定することとしています。これまでに、3回の地域主導型再生可能エネルギー事業化検討協議会を開催し、中小水力発電候補地現地踏査、地域主導型再生可能エネルギー事業化検討ワークショップを実施しています。

(2) 昆布岳風力発電プロジェクト調査事業への協力

環境省地域主導による再生可能エネルギー導入のための緊急支援事業委託を受けて民間事業者が実施する風力発電実現可能性調査への協力を行いました。2回の委員会の開催に加え、2回の町民へ向けた公聴会を開催しました。

基礎調査の段階では、十分に採算性が見込めるが、今後の買取価格に大きく左右されるため、事業化を進める上では、慎重な検討が必要であり、風量調査や環境アセスメントの実施など、風力発電事業化への実現には、早くても数年はかかる見込みです。現在のところ、事業化の見通しは立っていませんが、必要に応じて今後も調査を継続していく予定です。

(3) 住宅省エネルギー改修補助事業

ニセコ町内における家庭からの二酸化炭素排出の削減を図るため、住宅の省エネルギー改修工事を行う者に対して補助金を交付し、環境負荷低減の促進を図ります。平成2

4年度は1件の補助実績となりました。

4. ニセコならではの環境と調和した農業をつくります

農林業

(1) 農業委員会委員の活動

平成24年度における総会は11回開催し、農地法等の法令業務である農地の権利移動についての許認可や農地転用等の業務、農業振興に関する業務である農地の利用調整等の業務や意見の公表、建議、諮問答申等の審議を行いました。

平成21年度に行われた農地法の改正により、農地利用状況調査が義務化されるなどより地域の実態に則した農地の管理が求められています。農業委員会では、農政担当課と連携しながら現状の把握を行い、農地法の適正な運営に努めてきました。また、農地法第4条及び第5条の権限委譲と事務委任による農地転用事務の適正な執行、農業委員会業務の「見える化」についても活動計画の策定やその点検と評価を行うことで進めてきました。

農地の有効利用と農家経済の活性化のため、農地賃借料の一部を助成する「農地流動化緊急支援事業」を平成23年度から更に3か年延長し農村環境保全に努めています。

持続性ある地域の発展には地域の担い手確保が重要であるため、農業や商工業従事者などの花嫁対策についても引き続き取り組んでいます。

(2) 国営緊急農地再編整備事業の推進

町では、優良な農地と豊かな景観を未来に引継ぎ、基幹産業である農業の振興からなる地域の活性化のため、国営緊急農地再編整備事業を推進しています。平成24年度は地区調査の3年目で、受益地や工事計画の決定を行うとともに促進期成会による中央要望を行うなど、平成26年度事業採択に向けた活動を実施しました。また、小規模な土地改良事業や農地災害復旧についても、明暗渠掘削特別対策事業、農業用水路等改修事業、農地等災害復旧単独事業など町独自の対策を推進しました。

(3) 環境と調和した安全で安心な農業の推進

環境と調和した安全・安心な農業の推進のため、土づくり実践対策を基本に良質堆肥の安定供給と土壌診断による効率的な栽培など、クリーン農業の推進と農村環境の保全、多様な農畜産物の生産・流通促進に取り組みました。

堆肥センターを核とした「地域循環型クリーン農業」の実践に重点的に取り組むため、老朽化の進んだ施設の維持管理、完熟堆肥購入費及び原料の確保、運搬費の助成に加え、土壌診断事業と残留農薬対策の継続を図りました。

クリーン農産物の生産と流通促進では、消費者に信頼される生産地の責任として、YES! cleanなど有機資源を用いた認証制度の普及を促進し、安心・安全な農産物の生産と供給実現への取組みを支援しています。

本年度も、町内の8割で取り組まれているYES! clean認証米の生産対策とし

て10アール3,000円の補助を実施しました。また、懸案でありましたJAようていの雪利用米集出荷貯蔵施設が国の補助事業の採択を受け、事業着手しました。これによりクリーン米の長期品質保持による更なる優位販売を目指します。

(4) 収益性の高い地域農業の確立

畑作では、土づくりを基本にした適正輪作により、計画的な作付け、安定的な品質と収量の確保、高収益野菜などを組み合わせた経営の複合化を進めています。本年度も、ブロッコリー一定植機やホワイトアスパラガス被覆資材、新たな土壌改良機械の導入経費支援など、収益性の高い新規作物の導入や品質の向上、労働力の省力化に向けた新栽培技術の導入を推進しました。

水田では高品位米の低コストによる安定生産栽培に加えて、消費者ニーズに呼応した安心・安全ブランド「とっておき米」やニセコ産の酒造好適米を使った「蔵人衆」の販売促進を図るなど、産地確立と売れる米のブランド化を引続き推進しました。

農業者戸別所得補償制度の実施については、地域農業再生協議会を交付金の申請事務や支払手続の窓口とし、販売価格が生産費を恒常的に下回っている米・麦・大豆・てん菜・でん粉原料用馬鈴薯、そば等に対する補填を行いました。

(5) 多様でゆとりある地域農業の確立

安定的な農業経営確立のためには、意欲ある担い手へ農地利用集積の促進と生産基盤の近代化が不可欠です。引き続き、「農地利用集積円滑化事業」や「農地保有合理化促進事業」制度を活用し積極的な農地の有効活用と活性化を推進しています。

農業・農村環境の維持保全のため「農地・水保全管理支払交付金事業」を継続し、地域住民を交えた町内8地区の地域活動組織による共同活動支援事業を支援しました。また、平坦地に比較して生産条件が不利な農地の生産活用と適正な維持管理を図るため、中山間地域直接支払制度を活用し地域活動の取組みを支援しました。

このほか、認定農業者や農業生産法人の育成支援等、引き続き農業経営の体質強化に努めています。

(6) 地域ぐるみで担い手の確保

地域農業を担う優れた人的確保対策は緊急的課題であり、関係機関総力にて推進しています。後継者や新たな参入者など多様な新規就農者の育成支援を図る新規就農資金制度や各種研修制度等の継続、中核的担い手となる認定農業者の確保、指導農業士・農業士の育成、農業青年会活動の促進に努めました。

(7) 畜産振興

酪農については、自給飼料基盤に立脚した安全で良質な生乳の生産と家畜改良の促進等による乳用牛の資質の向上を推進するため、酪農ヘルパー制度の運営や乳牛資質向上対策の支援、家畜伝染病対策など、引き続き良好な畜産環境の維持に努めました。また、町営集約草地と堆肥センターの維持管理を行いました。

酪農経営における労力負担の軽減や機械・施設投資の抑制など経営の安定化を図るた

め、平成24年度から4年計画で草地畜産基盤整備事業に着手しました。農業生産法人合同会社フロンティアニセコの実施するTMRセンターの建設と構成農家の草地整備を支援するとともに町営牧野の草地更新を進めています。

5. 商工業と農業、観光業との連携を進め、地域産業の活性化を目指します

農林業

(1) 農業と観光・商業が連携した地域産業の創造

本町の「農業」と「観光・商工」部門は多面的な協力・補完関係にあることから、地域内での相互連携を強めています。平成24年度も、JA水稻生産組合ニセコ支部やニセコリゾート観光協会と連携し、ニセコクリーン米の地域ブランド化や地酒「蔵人衆」の販売促進や酒粕などを活用した特産品開発など、地場製品の消費拡大や地産地消のシステムづくりを推進しました。

商工業

(1) 商工業振興

ニセコ町商工会に対し、経営改善普及事業や地域振興事業について助成を行い、商工業の活性化を進めています。

ニセコ綺羅カード会が運営するポイントカード（綺羅カード）については町内消費拡大事業に対する補助を引き続き行ったほか、町外への消費流出が多い若い子育て世代に対してプレミアのある「キッズカード」を発行し、町内の購買力向上を図りました。この他、環境負荷低減と町内での購買を進めるため、省エネルギー照明器具（LED）の町内での購入者に対し助成を行いました。また、新たに町内で起業したり空き店舗を活用したりする事業者に対し、事業所の改装等の費用の一部を助成するニセコ町にぎわいづくり起業者等サポート事業を商工会と連携のもと実施しました。

中小企業の経営安定のため、金融機関及び北海道信用保証協会と連携し、中小企業特別融資事業を実施していますが、制度設計の点検及び精査が必要と考えています。

(2) 雇用・労働支援

国の政策である「緊急雇用創出事業」及び「ふるさと雇用再生特別基金事業」を活用して、失業者対策並びに緊急かつ重点的な分野における本町の施策の展開を図りました。

地元在住の勤労者に対しては、生活の安定及び向上を目的とした勤労者福利厚生資金融資事業を実施しました。

6. 環境や地域文化を生かした観光を進めます

観光

(1) 国内観光客の誘致

ニセコは国内外から注目される観光地ではありますが、観光客の誘致活動を継続的に実施していかなければ現状を維持することもままなりません。町では、ニセコの魅力を多くの人に知っていただけるよう各種観光パンフレットや観光マップを作成したほか、首都圏・関西圏での観光プロモーション、マスメディアを活用したPR、JRと連携した観光プロモーションを行いました。

(2) 外国人観光客の誘致

ニセコは諸外国からも注目され、多くの外国人観光客が訪れています。町では、更なる観光客誘致を進めるため、海外（シンガポール・台湾）でのプロモーション活動を進めました。また、CIR（国際交流員）が作成した外国語版の観光情報資料集やニュースレターを、海外旅行代理店関係者などに定期的に送付し、積極的なニセコのPRを行いました。

(3) 観光振興活動の支援

「七夕のタベ」や「ニセコフェスティバル」など実行委員会を組織して開催しているイベント運営や民間事業者のみなさんが発案した観光の魅力向上を図る取り組みに対し、支援を行いました。また、ニセコ町を訪れた観光客によりきめ細かい情報を提供する番組をラジオニセコで放送したり、観光情報をFMラジオ（AIR-G）で全道に発信したりしました。

(4) 観光誘客のためのおもてなし活動

観光で訪れたみなさんを美しい景観で迎えるため、東山・アンヌプリ・モイワ地区を中心に道路沿いの花の植栽活動を行いました。また、宿泊施設や温泉施設で借りることができる無料貸し自転車グリーンバイクの取り組みを支援しました。

この他、シンボルキャラクター「ニッキー」「アニッキー」を活用し、観光客のみなさんのおもてなしを進めました。

(5) MICEの誘致

MICE（マイルス 大小の会議や研修旅行など）を誘致することで、観光振興を図るため、札幌市及び倶知安町と連携・協力し、MICE誘致に努めました。

中国の大手MICE専門旅行会社の担当者などを招請し、ニセコエリアの視察や体験活動を通して今後のMICE誘致を進めました。

(6) 観光施設の維持管理

ニセコ町の玄関口である道の駅ニセコビュープラザやニセコ駅舎など来訪者がたく

さん訪れる施設の管理を行いました。また、老朽化した設備の改修をしたり、快適に利用できるよう機能向上を進めたりしました（道の駅ニセコビュープラザ日除け庇、エアコン設置・綺羅乃湯サウナ室改修）。

（7）五色温泉インフォメーションセンターの建設

昭和57年に建設した五色温泉休憩所が老朽化したため、平成23年度に行った実施設計を基に、五色温泉インフォメーションセンターの建設工事を行いました（平成24年12月完成）。平成25年度から運営を開始し、ニセコ山系を訪れる観光客・登山客の利便性向上を図ります。

（8）観光案内所の運営

ニセコを訪れた人たちがニセコを満喫していただけるよう、道の駅ニセコビュープラザとJRニセコ駅に観光案内所を設置し、きめ細やかな観光情報を提供しました。

特に、道の駅ニセコビュープラザは、年間75万人もの人が利用するニセコエリアの重要な玄関口ですので、情報の充実に努めました。

（9）観光大使の設置、東京ニセコ会の設立

ニセコ町を町外から応援していただく著名人等を観光大使として任命しています。

平成24年度は東京ニセコ会役員4名を新たに観光大使に加え、ニセコ町のPR活動を行っていただきました。また、温泉ソムリエの久世進氏を温泉大使として任命し、ニセコの温泉の魅力を積極的にPRしていただきました。また、首都圏においてニセコ町に関わりのある人たちとの交流を促進するため、東京ニセコ会の活動の支援を行いました。

（10）観光審議会・戦略会議の開催

観光施策を円滑に進めるため、町長の附属機関として観光事業者等で構成する観光審議会を設置しており、平成24年度は1回開催しました。また、機動的に観光政策を実現していくため、審議会のほかに町民による観光戦略会議を設置しており、観光魅力アップ事業の選定や観光パンフレット・観光マップ等の作成に携わりました。

（11）観光地の安全対策

雪崩による事故を防止し、ニセコを訪れるスキー客の安全を確保するため、雪崩情報の提供などを組織的に行っている「ニセコアンヌプリ地区なだれ事故防止対策協議会」の活動費の一部を負担しました。

今後も持続可能な雪崩対策について検討を行い、体制の確立を図ります。

（12）観光を担う人材の育成

ニセコ町商工会が経済産業省の補助を受け実施する「北海道地域観光産業活性化人材養成等事業」について、北海道大学観光学高等研究センターとも連携し、人材養成を進めました。これにより観光を中心とした地域の商工業の活性化を図りました。

7. 町民が共に学び合い、支え合う文化を育てます

学校教育

(1) 教育振興基本計画の策定

今後の町の教育振興政策の基本方向を定め、平成25年度から概ね10年間に渡る長期的な施策の柱を設けた、ニセコ町教育振興基本計画の策定を進めました。計画は「平和で民主的な社会を築き、発展させる力を身につける教育の実現」及び「学びと出会いを広げ、豊かな人生を拓く生涯学習のまちの実現」を理念とし、「子どもの生きる力を育む」、「学校の教育力を高める」及び「学びの気運を育む」を基本方向として、9つの目標と36の施策により構成されています。今後、この計画を中心に据えた教育施策の推進に努めることとしています。

(2) 小学校・中学校

学校は、生涯学習の基礎を培う役割を担うことから、積極的に家庭や地域に開かれることを目指し、保護者や地域住民の期待に応える学校として、自主・自律のもと自校の教育方針や教育計画・活動状況などの情報提供に努めました。また、それぞれの教育課程が確かに実践された証としての学校評価を実施し、評価結果の活用とPDCAサイクルの確立を図り、学校運営の改善を図ってきました。あわせて、幼児センターから高校まで学校共通の取組として「学校評価ガイドライン」を新たに策定し、外部評価もふまえた学校評価に今後取り組むこととしています。地域住民の学校経営への参加の仕組みとして、学校評議員制度の運営にも努めています。

こうした学校環境を整えつつ、子ども一人ひとりが学ぶ意欲を高め、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を一体とする「生きる力」と「知・徳・体」を総合的に育むための施策に総合的に取り組みました。

「確かな学力」では、国が行う「全国学力・学習状況調査」に参加し、課題の検証を行いながら「学校改善プラン」の参考とするなど、児童生徒への学習指導などの改善策の把握に努め、学力の向上に取り組みました。また、国語力の向上のため、蔵書内容を充実した学校図書室の活用により、朝読書や読み聞かせの活動を進めました。「豊かな心」では、道徳教育などの教育活動と学校、家庭及び地域での体験活動のほか、修学旅行並びに見学研修旅行先にて伝統文化や芸術などの鑑賞機会を設けました。「健やかな体」では、望ましい生活習慣リズムのさらなる定着を図りながら、体力・運動能力の向上に取り組みました。

特色ある教育の推進においては、小・中学校に外国語指導助手（ALT）を配置し、小学校の外国語活動や中学校の英語指導の充実を図るとともに、異文化理解や国際性の育成に努めています。また、学校ICT機器の運用とこれを活用した授業にも努めています。複式教育では、他校との集合学習や交流学习などにより、一人ひとりが個性を伸ばす主体的な教育の推進を図りました。さらに、特別支援教育では、ニセコ小学校、ニセコ中学校に特別支援学級を設置しながら、各学校に町単独の予算措置による特別支援講師を配置し、指導の充実に努めました。

児童生徒の安全確保については、近隣町村及び町内での不審者情報をもとに関係機関と連携した対策を適切に行ったほか、安全教育の一環として「子ども110番の家」の協力を得ながら防犯模擬訓練を実施しました。

(3) ニセコ高校

ニセコ高校では、町立高等学校であるとの自覚のもとで地域と密接に連携した教育活動を進めるとともに、農業と観光を融合した産業人を育成する教育内容の充実を図り、地域に信頼され貢献する学校づくりを進めています。この中では、札幌国際大学との高大連携事業を推進するなど、新たな地域産業人を創造する教育課程に基づき、きめ細かな指導に努めています。こうした取組から、ニセコ高校が平成24年度ニセコ町産業貢献者表彰（その他産業振興部門）を受賞しました。

農業科学コースでは、春の苗販売や農産品の販売会などを通じ、学校と地域の交流を積極的に行いました。さらに、特色ある品種の栽培、加工、販売について、官学連携により町の新たな特産品の開発に向けた研究も行いました。農業実習では、教育環境整備として設置された地中熱利用のビニールハウスにおいて、コマツナ、ハウレンソウなどの栽培実験を行い、効率的な栽培方法の検証などを進めています。

観光リゾートコースでは、茶道、華道、接遇サービスなど、町内の教育力を積極的に活用した外部講師による実習や産業現場実習など通じ、即戦力を磨いています。また、札幌国際大学主催で行われた、北海道観光の未来を題材とした第3回高校生によるプレゼンテーションコンテストにおいて、最優秀賞を受賞しました。

国際理解教育の推進では、外国語指導助手（ALT）を配置し、日常の英語指導を行いました。また、見学旅行の訪問先を引き続きマレーシアとし、YTLホテルスクールの生徒との交流体験や観光学習を深めました。こうした特色ある学校の取組について、活動報告会の開催やラジオニセコでの広報などにより、町民のみなさんに広くその成果をお伝えすることに努めています。

放課後の部活動においては、全国高等学校定時制通信制体育大会に男子バレーボール、バドミントン、卓球の各部が全国大会出場を果たすなど、活発な活動が行われました。また、農業クラブでは、日本学校農業クラブ全国大会の農業鑑定競技に1名が出場、また、全国高等学校観光教育実績発表大会には4名が出場し、日頃の学習成果を発揮しています。

このように特色ある教育環境により、少子化が急速に進展するなかにおいても、管内外よりニセコ高校を志す生徒が集まるとともに、育てた生徒を社会に送り出す進路実現においても高い進路決定率を維持しています。

(4) その他の学校教育事業

学校教育の成果は、日々児童生徒に接し、人格形成に大きな影響を与える教職員の資質・能力によるところが大きく、教職員の意識改革と指導力の向上、指導方法と指導体制の創意工夫が求められます。そのため、教職員の校内研修を計画的に推進するとともに自らの資質向上を図るために自校の研修・研究成果の公開や授業公開を進めるなど、開かれた研修の実施に取り組みました。また、後志教育局指導主事による専門的指導、

教職員の研究団体であるニセコ町教育研究会の事業推進への支援などにも取り組んでいます。

学校運営に支障をきたさないよう、教材備品類の整備配置、学校行事で使用するバスの借上を行ったほか、児童生徒の健康診断や就学援助制度の運用、教職員住宅の維持管理なども行っています。また、平成24年10月より「ふれあいシャトル」が廃止されたことに伴い、新たなスクールバスの運行を開始しています。

このほか、子どもたちが社会参加を通じて地域社会の一員として成長していくことを促すため、小中学生を対象に「子ども議会」の事業を実施しています。

(5) 学校施設の整備

屋根や外壁、床、設置備品の老朽化が著しいニセコ小学校体育館について、断熱性の向上や屋根部の耐震化、トイレの全面改修など、安全性と機能向上のため大規模な改修工事を実施しました。また、教職員住宅の住環境整備のため、町営住宅（コーポ有島）南側に新たに1棟4戸の住宅を建築しました。その他、老朽化した教職員住宅の大規模改修2棟や塗装工事など、適切な維持管理に努めています。

(6) 学校給食の充実

おいしく安心・安全で、栄養バランスを心がけた給食の提供に努めている給食センターでは、小学校から高等学校までの児童、生徒、教員等に対し約101,000食（1日当り約520食）の給食を提供しました。

使用する食材については衛生管理や安全確保はもとより、地場産の食材の積極的な活用を図ってきました。特に町で購入したサーベイメータや、消費者庁から貸与された食品放射能測定器を活用し、特定地域の産地食材の安全性を確認し、安心した給食の提供を積極的に行いました。また、栄養教諭により児童生徒への栄養指導や「食育」に関する啓発に努めるとともに、望ましい食習慣を身につけ、食への関心を高めるよう努めました。

平成21年に新築したことを機会にドライシステム（床面乾燥方式）化された調理場は、衛生的であり、調理器具の電化による作業の効率化と安全性の向上、維持コストの軽減が図られていますが、永く効率的に給食を提供できるよう、施設や調理場の機器の点検を定期的に行い、更新、修理などの維持管理に努めました。

今後も文部科学省の「学校給食衛生管理基準」を遵守し、より安全で安心、衛生的な給食の提供に配慮します。

社会教育

(1) 子どもから大人まで、住民が地域の中で生涯にわたって学べる仕組みをつくる

ふれあいに満ちた生涯学習社会の実現のためには、町民の自主的、自発的な学習意欲こそが地域づくりの根幹を成すものといえます。平成24年度は第5期ニセコ町社会教育中期計画（平成22～26年度・3年目）並びに執行方針に基づき、社会教育事業を展開しました。

推進体制では、社会教育指導員のほかに24年度から3年間、北海道教育委員会から社会教育主事の派遣を受け、特に読書活動を中心に専門的に読書習慣の確立のため配置をしており、読書を含め生涯学習の指導体制の強化を図りながら、各種事業を展開しました。

家庭教育では、親子のふれあいや学習会提供の場として、各小中学校下において家庭教育学級を開催し、親が主体的に学び子どもとの繋がりを深めるなど、地域が支える家庭教育の推進を図りました。

少年教育では、地域性を生かし豊かな心とたくましい身体をもった青少年の育成に取り組み、道外の少年少女との交流を図る少年洋上セミナーでは、旧マキノ町、現在の高島市を訪問し、子どもたちの交流会やホームステイを実施し、文化や歴史の違いを学び郷土の違いなどを学習しました。

受入れでは鹿児島県薩摩川内市より有島武郎が由縁で交流の申し出があり、平成17年度より隔年で受入れを行っており、12月の豪雪時期の実施により、環境の違いなどの学習をしていただきました。

この他、青少年芸術鑑賞会（音楽）、北海道が主催する中学生・高校生の研修事業への参加奨励を行いました。さらに、放課後の子どもたちの居場所づくりとして、放課後子ども教室を継続して実施しているほか、学校・家庭・地域が一体となって学校を支援し、子どもを育む体制づくりを行う学校支援地域本部事業に取り組んでいます。

成人教育については、PTA連合会への助成や家庭教育学級、女性学級、英会話教室、ふるさと講座、高齢者学級（寿大学）、成人学級を実施し、住民の学習機会提供や生きがいを進めました。

図書活動の充実については、NPO法人あそぶっくの会を指定管理者として、学習交流センターの運営を行っており、あそぶっくの会は、図書活動の充実を図るとともに、講演会など年間を通じてさまざまなイベントや行事を展開しています。

また、各学校の図書室と連携し読書習慣の定着化を実践しており、子どもたちの読書機会が確実に増えている状況にあります。

さらには、読書習慣、読書環境の整備を推進するため、「ニセコ町子どもの読書活動推進計画」を策定し蘭越町、真狩村を含む「朝読・家読運動」の推進に努めました。

芸術・文化

（１）文化遺産の発掘や保護活動を進める

埋蔵文化財の調査では、国営農地再編整備事業に関わる農地造成のため試掘による文化財所在調査を5月に実施、11月には米倉庫建設事業による所在調査を実施しましたが、ともに埋蔵文化財は確認されませんでした。

（２）芸術文化などを自ら学び創造を行う町民の活動を支援する

芸術文化では、豊かな感性や創造性を育む芸術文化の普及・啓発に努めました。芸術鑑賞機会の提供として、ニセコ町出身の高子氏が所属する札幌座の演劇鑑賞を開催した他、文化協会が主催するコンサート・文化まつりなどの事業支援を積極的に行いました。

また、町内児童生徒が習字・絵画・工作による作品発表の場として児童生徒習字絵画工作展を文化まつりと同一日程で開催しました。

有島記念館は、有島文学の普及・発信の拠点としての展示・普及事業のほか、研究事業を行いました。

①有島武郎青少年公募絵画展事業

第24回目を迎えた有島武郎青少年公募絵画展は、274点の応募があり134点の入選作を選出しました。有島武郎賞には北海道小樽市松ヶ枝中学校3年 高村知穂「甘い香りに誘われて」が輝いています。

②有島武郎講座事業

主に町民を対象とした講座として本年は、有島武郎の末裔である湯浅照子さんを招きオルガンコンサートや能登谷安紀子さんのヴァイオリン・リサイタルなどを開催しました。また、「第12回宮山登山会」等のイベントを開催し、有島武郎の思想と文学に触れながら、学び、交流する場を提供しました。

町民一人ひとりが自ら行う芸術や文化活動をより一層推進するため、文化協会、文化まつりへの支援などを積極的に行い、文化協会主催の文化祭りの開催や、コンサート・文化協会・体験教室など多くの町民の方に芸術に触れる機会を設けています。

スポーツ

(1) 気楽にスポーツができる仕組みを拡充する

社会体育事業では、各種スポーツ活動を通して、活発な地域コミュニティ活動の推進や健康増進、余暇時間の充実、スポーツ活動の日常化や気軽にできるスポーツの推進に努めています。

各種スポーツ大会は、前年度の反省をもとに各チームの意見やスポーツ推進員の意見を反映しながら実施しました。また、各種スポーツ教室は、同様に周知方法や内容を検討し、「早朝歩こう会」など多くの町民が参加できるように努めました。

体育施設の整備については、総合体育館において震度6以上の地震にも耐える耐震化工事を実施しました。さらに、機能向上を考慮した体育館改修計画について広く町民より意見を求め計画を進め、基本的には耐震強度の関係から大規模な改修工事にはなりません。玄関のバリアフリー化やトイレの増築、水飲み場の新設など、整備を平成25年度実施に向け検討しました。また、陸上競技場において走路環境が劣悪だった走路部分のオイルサンド工法と暗渠排水工事による改修工事が終わり、多少の雨でも競技ができる陸上競技場となりました。

体育協会は、スポーツ少年団の活動を含め各競技団体での練習、大会参加、指導者育成、大会の開催などニセコ町のスポーツ活動の主軸となる活動を行っています。

ニセコマラソンフェスティバルでは、第30回の記念大会となり過去最大の1,585人の申込があり、マラソンフェスティバル実行委員会が町の補助金を受け、スポーツ振興とニセコ町を広く道内外にPRする活動として9月16日に開催しています。

8. 健康寿命を延ばして人生を楽しみます

健康・医療

(1) 健康づくり

誰もが心身ともに健康で笑顔で暮らせるために、健康づくり対策の充実など必要な対策を講じ、高齢者が安心して暮らし、子どもたちが健やかに成長できるよう健康づくり事業の向上に努めました。

①成人の各種健康診査

30歳以上の方を対象に、内臓脂肪症候群の増加を防ぎ、生活習慣病の予防のための特定健康診査と各種がん検診を実施しました。

対象者の15～27%が受診され、がん検診では精密検査結果からがんの早期発見者があり、早期治療につなげることができました。

昨年度に引き続き、がん検診推進事業として、子宮がん検診無料クーポン券、乳がん検診無料クーポン券の配布に加え、40歳から60歳までの5歳節目年齢の方に大腸がん検診無料クーポン券を配布し、がん検診受診率の向上に努めました。

各クーポン券利用者は子宮がん検診32%、乳がん検診29%、大腸がん検診12%でしたが、各検診の受診率は例年同様に留まっています。

②乳幼児の健康診査

乳児・1歳6か月・3歳児など成長の節目となる時期の健康診査を実施し、対象児のうち60%～100%の乳幼児が受診しました。乳幼児の増加に伴い、健診回数を増やすなど、健診未受診や発達支援の必要な乳幼児へは訪問支援や相談を行い、子育て支援センターと連携して健康管理や育児支援に努めました。

むし歯予防対策では歯科検診・フッ素塗布事業を年間2回、幼児センターではむし歯予防教室を4回実施し、継続した検診とブラッシング指導を行いました。また、本町の1歳6か月児のむし歯罹患率(虫歯をもっている割合)は2.9%(後志3.8%)、2歳児は21.3%(後志30.5%)とむし歯の無い子が多い状況を維持しています。

③妊婦さんの健康診査

妊婦健康診査は一人当たりの助成回数を14回に、妊婦健康診査に伴う超音波検査は6回助成しています。妊婦1人平均10.7回の助成券利用があり、妊娠中の健康管理と、経済的負担軽減に役立てていただいています。

④健康づくりの啓発・訪問相談事業

介護予防の視点からも働き盛り期の健康づくりが大変重要なことから、健康運動教室の回数を増やし、参加者が運動の楽しさや継続効果を実感された内容で開催しました。また、内閣府のICT活用による「新しい公共」型「地域の安心と活性化」事業の採択を得て、喜茂別町、島牧村、積丹町、ニセコ町の共同によるテレビ電話健康相談事業を継続し、参加者の血圧が下がる、運動歩数が増えるなど健康管理の効果が上がっています。

地区巡回健康教室は16地区115人の参加を得て開催し、地区内の交流と健康意

識の向上を図りました。

⑤こどもの予防接種

予防接種法の改正で、定期予防接種のポリオワクチンが不活化ワクチンとして開始されたことに伴い、各予防接種を漏れなく受けられるように、委託医療機関との調整や保護者の方への案内を行ってきました。乳幼児期の各予防接種は対象児の72%～98%が終了しています。

子宮頸がん等ワクチン接種事業では、ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチン、子宮頸がん予防ワクチンの3種類の接種費用の全額助成を行い、対象児の4割が予防接種を行っています。

季節性インフルエンザ対策では、19歳未満の方に、ワクチン接種費用の無料化を行い感染症の予防に努めました。対象児の54%が予防接種を受けています。

⑥大人の予防接種

季節性インフルエンザ対策では、19歳～64歳の非課税世帯対象の方と65歳以上の高齢者の方を対象に、ワクチン接種費用の無料化を行い感染症の予防に努めました。65歳以上の方の接種率は、50%となっています。また、65歳以上の方で肺炎球菌予防接種を希望される方に費用の一部助成を行い、平成24年度は6人が受けています。

⑦健康づくり推進活動

ニセコ町民健康づくり推進協議会や保健委員会を各1回開催し、健康づくり施策の現状やあり方について意見交換を行うなど、関係機関のみなさんや地域の方々と一緒に推進する機運を高めてきました。

⑧保健医療施設整備

町民が安心して、必要かつ質の高い医療が受けられるよう、倶知安町を中心として近隣町村とともに、救急当番病院の開設費や訪問看護ステーション運営費などの助成をし、救急医療や在宅ケアの充実を図ることができました。また、休日夜間救急医療センターを、平成25年1月から羊蹄山ろく7町村で試行運営して、倶知安厚生病院の救急医療をサポートする体制を構築することができました。

⑨エキノコックス感染防止対策

本年度も町民有志の方々の協力をいただき、ベイト（虫下しを混ぜたキツネの餌）散布によるエキノコックス駆除事業を実施しました。平成20年度調査時点での感染率33.6%が、平成24年度調査では感染率が3.8%まで下がり大きな成果が出ています。

(2) 国民健康保険事業

国民健康保険事業は、平成21年から後志広域連合での広域行政において運営していますが、窓口業務、保険税賦課徴収事務、特定健診事務等は町の事務となっています。

特定健診については、1日簡易ドックの受診者と合わせ284人が受診し、そのうち20人に保健指導を行っています。

後志広域連合の過年度分賦金の精算により約1,500万円が町へ還付されたことなどから、一般会計からの任意繰入れについては約960万円程度に抑えることができま

した。また、基金の繰入（貯金の取崩し）は50万円を取り崩し、残りおよそ350万円となりました。

・国民健康保険の被保険者数、医療給付費など

区 分	実 績	対前年比
被保険者数	1,670人	37人減
保険医療給付費		
給付件数	18,918件	449件減
給付金額	3億6,865万円	366万円増
1人当たりの年間医療費	22万円	1万円増
高額医療費	5,877万円	1,227万円増
整体や鍼灸などの療養費	262万円	37万円減

（3）後期高齢者医療事業

後期高齢者医療制度は、平成20年から北海道後期高齢者医療広域連合が保険者となって制度を運営しています。医療機関での窓口負担を除いた医療費のうち、約5割は税金で、約4割は若い世代の方が加入する医療保険からの支援金で、約1割は高齢者の方の保険料で賄われ、国民みんなで支え合う仕組みとなっています。

医療制度では2年ごとに保険料率を決定することになっています。平成24年度の保険料率は、均等割47,709円、所得割10.61%となっています。

平成24年度の決算状況は、広域連合への負担金4,582万円、事務経費27万円、保険料の還付金6万円となり、会計の歳出額は4,615万円となりました。

（4）医療に対する各種給付事業

子どもの健康増進と子育て世帯の保護者負担の軽減を図るため、こども医療給付事業の対象年齢を平成22年度から中学生まで引き上げを行っています。平成24年度に支払った医療費はおよそ6,900件、前年対比112万円減の1,185万円となりました。また、北海道医療給付事業により実施している重度心身障がい者医療給付事業については、前年対比383万円減の1,136万円となり、ひとり親家庭医療給付事業については入院医療費の減少により前年対比99万円減の93万円となりました。

高齢者福祉

（1）高齢者の福祉

平成24年度を始期とする第5期高齢者福祉計画に基づき、高齢者がそれぞれのライフスタイルに応じて、元気で安心して暮らすことができるよう、自らの選択により介護サービスや福祉サービスが利用できる環境づくりと心がかよう高齢者福祉の推進に努めました。

高齢者の生活支援として、生きがい活動支援通所事業（デイサービス通所）、住宅改

修の上乗せ助成、高齢者緊急通報装置の貸し出し、私道除雪サービス、福祉灯油の助成、綺羅乃湯入館料の助成、老人福祉施設入所費扶助のほか、平成24年度から新たに高齢者住宅前通路除雪費補助を行うとともに、老人クラブや高齢者事業団への運営費補助、敬老会の開催、喜寿・米寿・白寿の節目に長寿祝金の支給を行うなど高齢者福祉の充実に努めました。また、地域福祉の活動拠点である社会福祉協議会への委託事業として、高齢者の自立した生活を支援するため、除雪派遣サービスや給食サービス、軽度生活支援（ホームヘルプサービス）事業を行いました。

なお、認知症高齢者の重度化防止や家族介護の負担軽減を図るため、介護スタッフのケアを受けて少人数で共同生活を行う高齢者グループホームの建設に向け、施設設計業務委託料をニセコ福祉会へ補助しました。

（２）介護保険事業

高齢者の多くは、長年生活してきた地域で暮らし続けることを望んでいます。

介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、介護予防教室（貯筋教室）や高齢者向け健康教室、家族介護教室の開催、高齢者声かけ支援事業、救急医療情報キットの配布、虚弱高齢者への訪問支援事業を実施し、介護予防の充実に努めました。

介護保険事業は平成21年度から後志広域連合が保険者となり事業を行っています。

平成24年度の決算見込みは、在宅、施設サービスなどの介護給付費3億1,431万円、介護予防事業費及び包括的支援・任意事業費984万円、介護認定審査会経費233万円、事務費等を合わせて後志広域連合へ支払った負担金は4,907万円となっています。

9. 顔が見える相互扶助の地域社会をつくります

高齢者福祉

（１）国民年金に関する事務

法定受託事務により市町村が窓口となって国民年金の加入や異動届、免除申請や年金裁定請求の手続きなど適正な事務処理をするとともに、広報ニセコや移動相談会を活用した啓発や相談業務に努めた結果、本町における国民年金保険料の収納率は69.8%となりました。

- ・ 国民年金1号被保険者該当年間被保険者数：835人（前年度853人）

児童福祉

（１）幼児センター「きらっと」の運営

就学前の子どもたちが健やかに成長する環境をつくるため、幼稚園、保育所、子育て支援機能の一元的な運営を行い、保育等の総合的かつ的確な提供と幼児一人ひとりの自

立に向けた指導に努め、家庭・地域との連携を図りました。

平成24年度においても保育業務の資質向上のため、各種研修会への積極的な参加に加えて、保育士自らが保育方法について計画し、他町村の関係者に保育を公開するなど外部評価を踏まえた検討会を実施しました。

園児の特別支援としては、補助教諭の適切な人員配置及び関係機関との連携を図りながらより良い特別支援の推進に努めました。また、幼児の成長や発達の連続性を確立するため、小学校との連携も深めました。

子育て支援センター「おひさま」が、子育て支援の拠点となり、各種講座や親子での交流を図る事業を積極的に実施し、子育てについての理解を深めたり、リフレッシュする場の提供や一時預かり保育及び休日保育事業の実施など子育て中の保護者への支援に努めました。

(2) 母と子の子育て教室・相談事業

すこやかな成長と子育ての学習や交流を目的に育児セミナーを開催し、保護者の子育て不安の解消に努めました。また、乳幼児健康相談では、発育の相談や専門機関への紹介、幼児センターや子育て支援センター、発達支援センター（倶知安）と連携しながら保護者とともに乳幼児のよりよい発達支援を行うことができました。

(3) 児童福祉・ひとり親福祉

児童福祉については、平成22年度に策定した次世代育成支援対策行動計画に基づき、安心して子育てできる環境づくりに努めました。

乳児と保護者にメッセージを伝えながら絵本を手渡すブックスタートは、事業創設時から「あそぶっくの会」のみなさんにご協力をいただき、実施しています。

仕事などで保育に専念できない家庭にかわり、小学校1年生から3年生までの児童を保育する学童保育事業を行い、安全面等を確保しつつ児童福祉の充実を図りました。

ひとり親福祉対策としては、低所得世帯に対する福祉灯油の助成を継続して実施しました。

障がい者福祉

(1) 障がい者福祉の充実

障害者自立支援法並びに平成24年度を始期とする第2次ニセコ町障がい者計画・第3期障がい者福祉計画に基づき、「障がいのある人の人権が尊重され、自分らしく自立して暮らせる共生のまちニセコ」を基本理念として、障がい者自らがサービスを選択利用する居宅生活支援（ホームヘルプサービス、デイサービス、施設短期入所、グループホーム）、施設訓練支援（知的障害者更生・授産施設入所、身体障害者療護施設入所）や身体障害者（児童）補装具の給付、重度身体障害者日常生活用具の給付を行いました。

障がい者への福祉事業として、精神障害者共同作業所通所費、重度障害者タクシー料金扶助、じん臓機能障害者通院費、心身障害児の療育施設通園費に対する費用の一部助成を行うほか、障がい者及び介護者に対し綺羅乃湯入館料の一部助成を行い障がい者の

立場に立った支援体制の充実を図りました。また、知的障がい者福祉の充実を図るため地域活動支援センター（生活の家）に対する運営費の助成や福祉団体である身体障害者福祉協会に対して助成を行いました。

10. 災害に強く、安心して暮らせる地域をつくります

防災・防犯

（１）交通安全運動の推進

各関係団体・組織との連携を図りつつ、交通危険箇所への交通安全旗設置、交通安全教室の開催、チャイルドシート無償貸出事業、交通安全街頭啓発などの安全対策と啓発活動に努めました。

日常の防犯や交通安全など安全で安心な生活の環境づくりとして、自治会との連携のもとニセコ町街路灯整備計画に基づいて街路灯の維持管理と、計画的な設置整備を図りました。

①交通安全関係

- ・ ニセコ町交通安全推進委員会：交通安全啓発活動、黄色い羽根募金運動等
- ・ ニセコ町交通安全協会：交通安全啓発活動、事業所訪問、交通安全ポスターコンクール等
- ・ ニセコ町交通安全指導員会：各期（6期）交通安全街頭啓発、パトライト作戦、セーフティコール啓発等
- ・ チャイルドシート貸付事業；（貸出実績）計14台

②街路灯の維持管理

- ・ 街路灯の設置及び維持管理
町管理：385基、自治会等管理：265基、計 650基
- ・ 街路灯設置工事：4基（内自治会設置基数 4基）
- ・ LED防犯灯設置工事 210基 21,525,000円（市街地町所有分）

（２）原子力防災への取組み

①地域防災計画（原子力防災計画編）の策定

東日本大震災による福島第一発電所の事故後、国の原子力政策の「推進」と「安全規制」が分離され、独立性の高い組織として、「原子力規制委員会」が発足しました。この原子力規制委員会により、「原子力災害対策指針」が定められましたが、原子力発電所から概ね半径30kmの地域が「緊急時防護措置準備区域：UPZ」とされ、当該地域を含む自治体では、「地域防災計画（原子力防災計画編）」を策定することが義務付けられました。当町では、防災会議の下に「原子力防災専門委員会」を新たに設置し、計画内容の4回の検討と町公式ホームページでの公開後、ニセコ町防災会議で決定しました。

②泊発電所周辺の安全確認等に関する協定書の締結

泊村、岩内町、共和町、神恵内村を除く後志16市町村が「泊発電所周辺市町村協

議会」を設立して協議を重ね、北海道電力（株）、北海道との間において、泊発電所周辺における地域住民の健康を守り、生活環境の保全を図ることを目的とした「泊発電所周辺の安全確認等に関する協定」を、平成25年1月16日に締結しました。

③原子力防災講演会等の開催

当町が原子力防災に関する計画を策定するため、住民がこの課題について理解を深め、情報共有を行う一環として、平成24年7月6日に福島県飯館村菅野典雄村長による講演会、10月2日に環境総合研究所顧問青山貞一氏と池田こみち氏による講演会、11月10日に安全確認等に関する協定案を説明する町民講座、12月5日に環境総合研究所顧問青山貞一氏による勉強会、平成25年2月18日に福島県南相馬市庄子まゆみ課長による公開職員研修会を開催しました。

④原子力防災訓練の実施

当町を含む後志13町村及び北海道が実施主体となり、初めての原子力防災訓練を実施しました。

当町では、中央地区連合町内会、日本赤十字奉仕団ニセコ支部、ラジオニセコ他関係機関等の協力を受け、災害対策本部設置訓練、避難訓練、避難所開設訓練、炊き出し訓練、放射線モニタリング訓練、住民広報訓練など97人の参加のほか、150人が地震体験車試乗、煙体験をしました。

（3）防災力の強化と防災資機材の充実

防災体制強化のため、総務課内に、災害対策と災害対応全般及び防災訓練等を担当する「総合防災対策グループ」、原子力防災計画の策定と防護対策等を担当する「原子力防災グループ」を新設し、事務の効率化と対応力の強化に努めています。また、平成22年度から防災資機材の整備充実を進めていますが、平成24年度は、旧町バス車庫内に防災資機材保管庫新設と保管棚の設置、放射線拡散シミュレーションソフト及び専用ノートパソコンの購入、ポータブル石油ストーブ10台を購入して災害に備えることにしたほか、北海道から原子力防災資機材として、下記資機材の寄託及び無償貸与を受けました。

空間放射線量の測定及び公表については、前年度と同様、羊蹄山ろく消防組合ニセコ支署の敷地内で計測し、その結果を町公式ホームページ及び広報ニセコで行いました。測定数値は平常レベルで推移しました。

・北海道から寄託及び無償貸与を受けた原子力防災資機材

資機材名	役場用	消 防 支署用	合計
警報付ポケット線量計	48	20	68
シンチレーションサイベイメータ	1	1	2
GMサーベイメータ	1		1
防護服（布・雨着上下・防寒着上下・防護帽子）	各 50	各 86	各 136
手袋（綿・ゴム・軍手）、靴下（軍足）	各 54	各 90	各 144
防護靴	50	86	136
防塵マスク（全面型・半面型）、マスクフィルタ（2 個入）	各 24	各 10	各 34
携帯電話	15		15
衛星携帯電話	2		2
広報用車両（2000cc、4WD、SUV）	1		1
I P 電話	1		1
I P 音声会議装置	1		1
I P - F A X	1		1
ノートパソコン	1		1
テレビ会議システム	1		1
環境モニタリングシステム（32 型モニタ、ノート PC 含む）	1		1
安定ヨウ素剤（ヨウ化カリウム丸 50mg）	4000		4000
安定ヨウ素剤保管キャビネット	1		1

（４）消防力の強化

消防力強化の視点からは、平成 2 4 年度から羊蹄山ろく消防組合事業として高機能通信指令システムの本運用がスタートし、全国共通波の消防救急無線デジタル化事業が完了し、災害や救急時の通信指令業務の一元化と対応の迅速化を図りました。また、消火栓の老朽化に伴い、年次計画により 2 箇所の消火栓更新工事を行いました。

（５）消費者行政の推進

平成 2 2 年 6 月、ニセコ町に事務所を置き、ニセコ町、京極町、喜茂別町、留寿都村、真狩村、蘭越町、黒松内町による「ようてい地域消費生活相談窓口」を開設し、広域による相談体制が確立し、3 年目を迎えました。

専門の相談員 1 名を配置して、迅速かつ的確な相談への対応と構成町村間の情報共有による迅速かつ的確な消費者行政の推進を目指しています。

11. 住民みんながまちを考え、活動します

住民自治

(1) 情報公開、個人情報保護

情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき、町民のみなさんの知る権利を保障するとともに、個人情報適切に保護されるよう必要な対応を進めました。その状況は、各条例の運用状況として6月に開催される町議会定例会において報告するとともに、広報ニセコで町民のみなさんへお知らせしています。

(2) 広報広聴活動

町の広報広聴活動は、ニセコ町まちづくり基本条例に規定する情報共有や住民参加の機会を確保する大切な活動として、工夫、改善しながら取り組みを進めています。平成24年度の広報広聴検討会議では、広報広聴活動全般、広報ニセコ、町民向け予算説明書について話し合いを行いました。

① 広報誌、予算説明書

広報ニセコ、予算説明書「もっと知りたいことしの仕事」は、町民のみなさんからの意見を伺い内容の工夫を行いながら、情報共有の大きな柱として発行を続けています。

② ニセコそよかぜメール

町では、携帯電話などを利用したお知らせ配信サービス（ニセコそよかぜメール）による情報伝達を行っています。

③ まちづくり町民講座等

町の主要課題を自由に話し合う場として、平成24年度は、まちづくり町民講座を6回開催しました。前年度に引き続きエキノコックス対策、町滞在型リゾート生活、北海道電力との安全確認協定、教育基本計画の策定、ニセコの水環境講演会、中央倉庫群活性化についての講座を開催し、町民のみなさんと議論しました。

まちづくり懇談会については、町内13会場で開催し、延べ192人の参加をいただき158件の意見や要望を受けました。このほか、こんにちは町長室やおぼんです町長室を開催しています。

④ ニセコ町ホームページ

町の情報伝達手段の一つとして町ではホームページを作成してきました。内容の充実や見易さ、町の情報をさらに充実するため、平成23年2月よりリニューアルしました。引き続き、内容充実や見やすいホームページづくりを推進していきます。

(3) 個人情報保護

町政に対する町民みなさんの知る権利（情報提供を受ける権利、情報を自ら取得する権利など）を保障しながら、大切な個人情報が適切に保護されるよう対応しています。

(4) まちづくり活動

①まちづくり委員会

「まちづくり委員会」は、地域づくり活動に対する補助制度(まちづくりサポート事業)の審査及びふるさとづくり基金の使途協議を通じ、まちづくりに取り組む町民への支援策を考えていく場となっています。同時に、まちづくりに関わるさまざまな課題や主な事業の方向性などを自由に検討する場として機能しています。また、小中学生による「子どもまちづくり委員会」は、教育委員会が取り組む「子ども議会」と共に、子どもの社会参画を育む場として継続した取り組みを進めています。平成24年度は、「まちの産業を知り、未来へ発信しよう！」をテーマに農業体験や、ソーセージづくり体験、特産品メニューのワークショップを行ったりしました。

②ふるさとづくり寄付

平成16年にふるさとづくり寄付制度(1口5千円で指定5分野に寄付いただく仕組み)が始まってから7年が経過しました。平成24年度末時点で2,167口、10,835,000円の寄付をいただいています。また、平成19年度からは、お寄せいただいた寄付の具体的な使い道を検討し、これまで「環境の保全及び維持、再生に関する事業」の分野において、曾我公園・桜ヶ丘公園植栽事業の実施、「有島武郎に関する資料収集及び有島記念館特別展開催事業」の分野において、有島武郎農場開放記念文を記した掛軸を保存するためのレプリカの作成、有島武郎自筆原稿、著作集(署名入り)、有島武郎宛書簡・葉書の購入に活用しました。

なお、平成22年度からは、従来の寄付手続きに加え、クレジットカード納付による寄付手続きを導入し、寄付者に対する利便性の向上を図ることにより、ふるさとづくり寄付の推進に努めています。

(5) 住民主体による花や木の植栽活動

平成24年度は、NPO法人ニセコまちづくりフォーラムが中心となり地域住民主体により実施する中心市街地(綺羅街道)への花の植栽事業、ニセコをこよなく愛する会が主催している「ニセコ千本桜運動(有島地区宮山への植栽)事業」、中央地区連合町内会が主催した「ハロウィンカボチャによる中央地区周遊地活性化事業」にそれぞれ補助を行いました。

(6) まちづくりサポート事業による支援

平成24年度は、食と農でまちづくり実行委員会の主催による「食と農でまちづくり安心な食とエネルギーの地産地消」に76,982円のサポート事業補助を行いました。

(7) ニセコ町総合計画の推進

総合計画は、その地域の総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想で、町の将来を決める重要な計画です。平成24年4月から『環境創造都市ニセコ』を基本理念とした第5次ニセコ町総合計画をスターとさせました。

第5次総合計画では、ニセコ町が進むべき道筋をビジョンとしてまちづくりの方向性を示し、町民目線から見た計画推進を行っています。

(8) 環境型ニセコ旅育の創出による地域おこし事業

地域振興策及び環境保全策の一環として、旅行を通じて環境等を学び、体験する旅育モデルの設定及び事業可能性を検討する「環境型ニセコ旅育モデルプログラムの開発及び旅育体験ツアー実施の実証実験事業」が採択され、本町の環境施策と地域産業を有機的に結びつける地域産業連携型社会を創造するための調査及び実証実験を行いました。

4回のニセコ町たびいく推進委員会の開催に加え、環境型旅育創出事業における視察調査の実施（北九州市及び久留米市）、旅育体験モニターツアーの実施、電気自動車体験ツアーの実施などを行いました。

(9) 地域主権改革への対応

国と地方の関係を見直す地域主権改革が進められています。地域主権改革に関する情報には今後も、注意深く対応し、必要に応じ住民への情報公開に心がけます。

(10) 広域行政の検討

平成19年4月からスタートした広域連合については、そのメリットである経費節減効果を少しでも早く発現できるよう期待されます。

なお、電算システムの構築が整ったことにより、平成21年4月から国民健康保険事務及び介護保険事務がスタートしています。

・平成24年度 後志広域連合決算見込（単位：千円）

	共通経費	滞納整理事務	国民健康保険事務	介護保険事務	合計
広域連合全体	52,915	14,122	9,142,104	774,176	9,983,317
ニセコ町負担	3,738	947	219,875	49,513	274,073

(11) 交流事業

大学生インターンシップ（4名、3校）、ニセコ中学校職場体験（2名）、ニセコ高校産業現場実習1名、国家公務員初任行政研修生（3名）の受け入れ、全国の議会や行政関係者による視察への対応などを行いました。

(12) 国際交流事業

国際交流員招致事業として、韓国と中国、オーストラリア、カナダからそれぞれ1名の国際交流員の受け入れを行い、町民との交流や町の国際交流の推進を図るほか、居住外国人や観光客に対応できるように体制を強化しています。

(13) 議会議員の活動

平成24年度における議会の開催は定例会4回、臨時会7回が開催され、条例の改正や制定、予算審議、各種陳情書や意見書等の審議を行ったほか、予算及び決算について集中的に審議するそれぞれの特別委員会を設置し審議を行いました。また、平成24年度において役場庁舎再整備基本構想が策定され、全員協議会で報告を受け、今後議会と

して庁舎再整備に関する調査を行う必要があることから、3月定例会で役場庁舎再整備調査特別委員会を設置しました。

総務常任委員会、産業建設常任委員会がそれぞれ所管する事務について調査を行う「所管事務調査」についても実施しました。

議員の知識向上のため、平成23年度から2ヵ年で全国市町村国際文化研究所での議員研修に参加しています。

本年度は3名の議員が参加し、地方自治の動向と議会制度等について学んできました。また、本年度は新たに、町民と議会の距離を縮める場として「議会報告・町民との意見交換会」を議員全員と町民29名の参加のもとで開催いたしました。

(14) 議会だよりの発行

本会議や委員会での審議状況及び一般質問等の議会活動を町民に周知することは大変重要なことです。このことから年4回にわたり「議会だより」を発行し、全戸配付を行いました。

(15) コミュニティ運動の推進

自治会活動の活性化を図るため、地域自治振興交付金制度により支援しました。

- ・地域自治振興交付金の交付状況：(対象自治会) 58自治会

(16) コミュニティ施設の維持管理

地域コミュニティ活動や文化的活動など多様な日常活動の拠点とする町民センターや地域コミュニティ施設の維持保全を図り、利用者に快適な環境を提供するため、町民センターの維持管理と各地域コミュニティ施設の管理運営に努めました。

・施設管理運営事業

対象施設：ニセコ町民センター、西富地区町民センター、近藤・元町・里見・ニセコ・福井地域コミュニティセンター・曾我活性化センター

対象工事：近藤コミュニティセンター雪害屋根修繕工事

対象物品：ニセコ町民センター：グランドピアノ補助キャスター、台車、Wi-Fi用ルーター、マイクスタンド

(17) 戸籍、住民記録に関する事務

本町の人口は、自然増減（出生・死亡）が7人減少、社会増減（転入・転出）は26人減少し平成24年度末では前年と比べ33人減少し4,661人となり、一時的な減少はあるものの緩やかな増加傾向となっています。

世帯数も増加傾向を示し、1世帯当たりの人数は2.12人と核家族化が継続している実態にあります。

・ニセコ町の人口動態

区分	男	女	計	世帯数
平成 24 年度末	2,326 人	2,335 人	4,661 人	2,192 世帯
前年度末	2,332 人	2,362 人	4,694 人	2,187 世帯

平成 24 年 7 月 9 日改正住民基本台帳法の施行により外国人住民についても住民基本台帳に登載されました。

これにより外国人登録法が廃止となり、住所に関することは住基法に基づく事務となり、在留資格や在留期間などの身分に関することは入管法に基づき地方入国管理局で手続きをすることとなりました。

登録人口の動向については、倶知安町ひらふ地区を中心とする海外からの投資等の影響から、同地区を拠点とし様々な活動を展開する外国人の移動が増えており、その傾向は本年度も継続しています。

その影響により本町でも同様な活動が展開されていることを背景にして、平成 18 年度を境に外国人住民が急激に増加しています。

- ・ 平成 24 年度末外国人住民人数：110 人
- ・ 平成 23 年度末外国人登録者数：117 人
- ・ 平成 14 年度末外国人登録者数：3 人

(18) 住民基本台帳ネットワークシステム事務

平成 14 年 8 月 5 日に第一次業務をスタートした住民基本台帳ネットワークは、ニセコ町個人情報保護条例の規定に基づいた情報危機管理のもと、厳格な運用に努めました。

- ・ 平成 24 年度住民基本台帳カード発行数：14 件（累計 171 件）
- ・ 公的個人認証の登録件数：10 件（累計 131 件）

行財政

(1) 町の税金

平成 24 年度分の税の収納率は、現年度分では、軽自動車税で前年比 0.72 ポイント減であったほかは、前年度並又は増で、国保税を除く全体で 0.54 ポイント増加となりました。国保税は前年と増減なしでした。

町税 5 税の現年度分では、固定資産税は評価替えにより調定額が減少したこともあり、収納率は前年度を上回ることができました。町民税、たばこ税、入湯税は、調定額、収入額、収納率とも前年度より増加しています。軽自動車税は、調定額、収入額ともに増加しましたが、収納率は前年度にわずかに及びませんでした。

現年度課税分の全体の収入額は 6 億 4,800 万円、収納率は 98.87% で、前年度対比では税収で 1,000 万円、収納率 0.54 ポイントの増となりました。また、滞納繰越分を含めた町税全体での収入額は 6 億 5,500 万円、収納率は 95.63%

で、前年対比税収で1,200万円、収納率0.09ポイントの増となりました。

国民健康保険税では、健康保険分（一般医療分、退職医療分）、後期高齢者支援金、介護納付金の現年課税分の収入額は1億5,100万円、収納率は95.30%で、前年度対比は、収納率では前年度と同率でしたが、税収で100万円の増となりました。滞納繰越分を含めた全体での収入額は1億5,800万円、収納率は85.49%で、前年対比は、税収で300万円、収納率0.73ポイントの増となっています。滞繰分をあわせた国税全体での収納率は、2年連続で前年度を上回ることができました。

国民健康保険税は、保険税率を2年連続で見直したにもかかわらず収納率が増となった要因は、平成23年度から取り組んでいる新たな滞納者を増やさない収納対策の効果が現れた結果であると分析しています。

依然として地方財政は厳しい状況にあり、町税の確実な収納による自主財源の確保が大変重要となっています。町では、税負担の公平性の確保と収納率の向上を目的に「町税等収納対策推進計画」を策定し、督促・催告の強化、訪問徴収や滞納処分の実施など徹底した収納対策の強化を図っています。また、後志広域連合における、ニセコ町分の税の滞納整理額は、財産や給与、預金の差押え等により10件で181万円となっており、道税との共同の催告、徴収も含めて連携強化を図っていきます。

平成24年度は、納付環境の整備を目的にしたコンビニ収納の準備をすすめ、平成25年度当初課税分からの利用開始に向けた作業を行いました。

（2）役場職員の研修、人材の活用、目標管理

地方分権の動きに迅速かつ柔軟に対応し、本町のまちづくりに豊かな発想力と多彩な情報、能力をもって対応できる職員の育成を図るため、専門の研修機関での実務研修、自主企画による提案型研修、全職員を対象とした職場研修などを実施しました。また、役場が自治を支える機構として広範な仕事に取り組めるよう、社会人経験者の登用や任期付職員の採用のほか、専門業務への嘱託職員や集落支援員、地域おこし協力隊の配置など、多様な人材活用を積極的に進めました。

さらに、役場内の組織（課・係）毎に職務目標の設定と達成評価を行い、職員個々が職務目標を的確に捉え、その達成に向けて能力を発揮する職場管理に取り組んでいます。

（3）計画的な公共施設管理

①役場庁舎再整備基本構想の策定

防災・災害対策拠点となる役場庁舎について、平成23年度に実施した耐震診断において耐震性が低い結果となったことから、耐震改修等に向けた「役場庁舎再整備基本構想」を策定しました。構想では、改築または改修に向けた具体的な内容、方法などを整理するとともに、旧公民館が立地する敷地の利用も含めた総合的な検討を行いました。

②公共施設管理

公共施設簡易劣化診断結果などを有効に活用し、公共施設全般の維持補修について、計画的な管理を進めています。また、ニセコ町民センターへ機能移転した公民館施設について、役場第二庁舎として活用することとし、施設の維持管理に努めました。

③職員住宅の維持管理

職員住宅の老朽化が進んでおり、必要な改修、修繕を行っています。今後も、計画的な改修、修繕の対応を進めます。

(4) 行政情報システム、情報ネットワークの運用

行政事務の多くを処理するコンピュータシステムを安定的に稼働、運用するため、町では、システムの開発や運用を共同で行う、北海道自治体情報システム協議会（町村会情報センター）に加入し、システムの共同調達や開発、運用を効果的に進めています。また、機器類の更新やシステム運用体制の更なる効率化を目指すとともに、災害などの危機状況時にも安定運用を図るため、主なサーバーをデータセンターにおいて運用しています。

あわせて、国、道、他市町村の機関との総合行政ネットワーク（L G - W A N）環境の管理運用を行うとともに、北海道電子自治体共同運営協議会（H A R P 協議会）に参加し、電子申請システムの共同利用を進めています。

(5) 選挙事務

平成24年度は、衆議院解散に伴い12月16日に衆議院議員総選挙を執行しました。投票日前でも投票ができる期日前投票制度の周知を行うなど、有権者のみなさんが投票しやすい環境づくりに努めています。

(6) 計画的な行財政運営

計画的な行財政運営を進めるため、平成23年度に策定した財政計画（中期財政見通し）及び新行政改革計画に基づき事務事業を進めています。

町の行財政運営の健全性を維持するため、国の補助交付金などさまざまな財源を確保するとともに、過疎債などの有利な借入金の活用を努め、平成24年度決算に基づく健全化判断比率は、実質公債費比率14.6%、将来負担比率85.0%となりました。

今後もなお一層の健全な財政運営に努めていきます。

(7) 地籍成果の管理・運営事務経費

平成22年度から地籍デジタルデータの更新作業を行い地籍成果管理システムの運用を行っています。データ化することで、地図の交付が迅速化することに加え、道路や農地管理など地図を使った他業務への活用が行われています。